

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 132 号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和 33 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。）</p> <p>1 日につき、<u>選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 14 年厚生労働省告示第 38 号。以下「医薬品等告示」という。）第 8 号に規定する通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数に 100 分の 105（消費税等が課されないものにあつては、100 分の 100）を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>(4) 薬価基準収載医薬品（<u>医薬品等告示第 4 号に規定する医薬品に</u>限る。）の承認外投与に係る薬剤料</p> <p>医科点数表及び歯科点数表（以下「医科点数表等」という。）により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</p> <p>(5)～(21) [略]</p> <p>(22) 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 5 条の 3 第 3 項に規定する食事療養の利用料</p> <p>医療局長の定める額とする。</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第 2 条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号。以下「算定方法」という。）に定める 1 点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長期特定入院料（医療局長が別に定める者に限る。）</p> <p>1 日につき、<u>保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成 18 年厚生労働省告示第 498 号。以下「医薬品等告示」という。）第 10 号に規定する通算対象入院料の基本点数の 100 分の 15 に相当する点数に 100 分の 105（消費税等が課されないものにあつては、100 分の 100）を乗じて得た点数とする。</u></p> <p>(4) 薬価基準収載医薬品（<u>医薬品等告示第 5 号に規定する医薬品に</u>限る。）の承認外投与に係る薬剤料</p> <p>医科点数表及び歯科点数表（以下「医科点数表等」という。）により算定した点数に 100 分の 105 を乗じて得た点数とする。</p> <p>(5)～(21) [略]</p> <p>(22) 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 5 条の 3 第 3 項に規定する食事療養及び<u>同令第 5 条の 3 の 2 第 3 項に規定する生活療養</u>の利用料</p> <p>医療局長の定める額とする。</p> <p>2～8 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。